

# 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成28年10月14日

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学理事長 中山 欽吾

- 一 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、総合評価落札方式によるものである。
- 二 本案件は、総合評価落札方式に係る自己採点方式の試行対象案件である。

## 第1 競争に付する事項

1	工 事 名	平成28年度芸文短大芸術デザイン棟増築他工事
2	工 事 場 所	大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東
3	工 期	平成29年10月31日 限り
4	工 事 概 要	芸術デザイン棟(増築棟) S造 地上5階建て 延床面積 1911.54㎡ 芸術デザイン棟(改修棟) RC造 地上3階建て 延床面積 1430.91㎡ 上記に伴う建築工事及び昇降機設置工事一式 電気・機械設備工事は別途発注
5	予 定 価 格	611,226,000円 (※予定価格×100/108= 565,950,000円)
6	契 約 後 V E 方 式	本案件は、契約締結後に工事目的物の機能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る提案(「VE提案」)を受け付ける契約後VE方式である。 VE提案に関しては、この公告に定めるほか、大分県土木建築部契約後VE方式実施要領による。
7	総合評価に係る加算点の最高値	30点

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)から(3)のすべての要件を満たしている特定建設共同企業体(以下「共同企業体という。」)に限り入札参加を認める。

### (1) 共同企業体の要件

次の①から⑤のすべてを満たしているものであること。

区 分	要 件
① 構 成 員 の 数	2者とする。
② 構 成 員 の 組 合 せ	(2)のすべてを満たす代表構成員1者及び(3)のすべてを満たすその他構成員1者の組合せとする。 なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 また、代表構成員としての要件を満たす者同士の組合せは、認めないものとする。
③ 結 成 方 法	自主結成とする。
④ 出 資 比 率	すべての構成員の出資比率が30%以上であること。 ただし、代表構成員は、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。
⑤ 存 続 期 間	(ア) 当該工事請負契約の相手方となった共同企業体 成立してから、当該工事請負契約の履行後3ヶ月間存続するものであること。 (イ) 当該工事請負契約の相手方ならなかった共同企業体 成立してから、当該工事請負契約が締結される日まで存続するものであること。

### (2) 代表構成員の要件

代表構成員が、次の①から③のすべての要件を満たしていること。

#### ① 企業

次の表において、(ア)から(オ)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(ア) 業 種	建築一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)
(イ) 等 級	A等級に格付けされていること。	
(ウ) 許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号
(エ) 施 工 実 績	—	—
(オ) 総合評定値(P点)	下記③の(イ)のとおり	—

#### ② 配置予定技術者

次の表において、(ア)から(エ)のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 国 家 資 格 等	建築一式工事に係る建設業法第15条第2号の資格を有すること。
(イ) 監 理 技 術 者 資 格 等	上記①の(ア)の業種に係る監理技術者資格者証を有しており監理技術者講習を修了している者。
(ウ) 施 工 経 験	—
(エ) 雇 用 関 係 等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

③ 本店所在地等

次の表において、(ア)の本店所在地に対応して、(イ)の要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書(以下「優遇措置通知書」という。)」を受けている場合(工種は建築一式工事とし、認められた応札回数に限る。)は、本店所在地にかかわらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。(※第3の5(1)の期間内に、公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 事務局 総務企画グループ (以下、事務局とする。)へ優遇措置通知書(原本)を持参のうえ提出すること。)

(ア) 本店所在地	大分県内	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
(イ) 総合評定値(P点)	960点以上	—	—

※ (ア)本 店＝建設業法に基づく主たる営業所

(イ)総合評定値(P点)については、建築一式に係るものとし、審査基準日を平成26年10月1日～平成27年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。

(合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りでない。)

(3)その他構成員の要件

その他構成員が、次の①から③のすべての要件を満たしていること。

なお、上記(2)の代表構成員の要件を満たしている者は、その他構成員となることはできない。

① 企業

次の表において、(ア)から(エ)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(ア) 業 種	建築一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)
(イ) 等 級	A等級に格付けされていること。	
(ウ) 許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号
—	—	—
(エ) 総合評定値(P点)	下記③の(イ)のとおり	—

② 配置予定技術者

次の表において、(ア)及び(イ)のすべての要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

(ア) 国 家 資 格 等	建築一式工事に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の資格を有すること。
—	—
—	—
(イ) 雇 用 関 係 等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

③ 本店所在地等

次の表において、(ア)の本店所在地に対応して、(イ)の要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書(以下「優遇措置通知書」という。)」を受けている場合(工種は建築一式工事とし、認められた応札回数に限る。)は、本店所在地にかかわらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。(※第3の5(1)の期間内に、公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 事務局 総務企画グループ (以下、事務局とする。)へ優遇措置通知書(原本)を持参のうえ提出すること。)

(ア) 本店所在地	大分土木事務所管内	大分県内	—
—	—	—	—
(イ) 総合評定値(P点)	—	900点以上	—

※ 留意事項は、上記(2)の代表構成員に同じ。

第3 入札手続等

1	担当部局	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 事務局 総務企画グループ (以下、事務局とする。)	
		住所: 大分県大分市上野丘東1-11	
		電話: 097-545-0542	
2	設計図書の閲覧		
	(1) 閲覧期間	自 平成28年10月17日 9時00分 至 平成28年11月7日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	(2) 閲覧場所	事務局にてCDで配布する。配布を希望する者は、閲覧期間中に引換用のCD-R(未使用650MB以上)を持参すること。	
3	公告等に対する質問		
	(1) 受付期間	自 平成28年10月18日 9時00分 至 平成28年10月31日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	(2) 提出先	事務局	
	(3) 方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参又は郵送(書留郵便に限る。)のいずれかの方法で提出すること。(任意様式)ただし、電送による提出は受け付けない。	
4	上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧所にて閲覧に供する。)		
	(1) 質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	
	(2) 閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 平成28年11月7日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	(3) 閲覧場所	大学ホームページ( <a href="http://www.oita-pjc.ac.jp/">http://www.oita-pjc.ac.jp/</a> )による。	
5	建設工事共同企業体の登録(共同企業体協定書の写しを提出すること。)		
	(1) 受付期間	自 平成28年10月17日 9時00分 至 平成28年10月31日 17時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	(2) 提出先	事務局	
	(3) 方法等	書面は持参して提出すること。郵送又は伝送によるものは受け付けない。	
6	技術資料及び等競争参加資格証明資料(以下「技術資料等」という。)の提出 入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。		
	(1) 提出期間	自 平成28年10月17日 9時00分 至 平成28年11月1日 17時00分	
	(2) 提出方法等	封書にし、事務局へ厳封のうえ、提出すること。 (提出期間は、(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)	
7	入札書の提出		
	(1) 提出期間	自 平成28年11月7日 9時00分 至 平成28年11月7日 17時00分	
	(2) 提出方法等	平成28年11月7日 17時00分 までに、 封書にし、事務局へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。	
8	入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)		
	(1) 提出期間	自 平成28年11月7日 9時00分 至 平成28年11月7日 17時00分	
	(2) 提出方法等	平成28年11月7日 17時00分 までに、 封書にし、事務局へ厳封のうえ、提出すること。	
9	開札		
	(1) 予定日時	平成28年11月24日 10時00分	
	(2) 場所	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 事務棟2階 大会議室	
	(3) 立会	入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。	

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の8による。)
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。 なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。
-	-
3	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、理事長に提出すること。

**第5 最低制限価格又は低入札調査基準価格**

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区分	適用	備考
1 最低制限価格		
2 低入札調査基準価格 (失格基準有り)	○	本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、低入札価格調査を実施する。(最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。) なお、低入札価格調査に先立ち、別紙「低入札価格調査制度について」に留意し、別紙「低入札価格調査の資料の作成について」により提出資料等を作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。 ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。

**第6 技術資料等の作成等**

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明(評価)事項等	提出様式	添付資料
1 表紙	別記様式1	—
2 施工計画に関する技術的所見	技術資料様式2	—
3 企業に対する評価及び競争参加資格等		
(1) 同種の工事の施工実績	技術資料様式3 技術資料様式3-2	・CORINSデータの写し ・契約書の写し等
(2) 豊の国木造建築賞受賞の有無		—
(3) 指名停止の有無		—
(4) 総合評定値(P点)		・総合評定値通知書の写し(審査基準日がH26.10.1~H27.9.30の間で直近のもの。)
(5) 工事成績評定値	技術資料様式4	—
4 配置予定技術者に対する評価及び要件等		
(1) 保有する資格	技術資料様式5 技術資料様式5-1	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険被保険者証の写し等
(2) 同種工事の施工経験		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
(3) 工事成績評定値の最高点		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
(4) 優良工事担当履歴		・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し
(5) 継続教育(CPD)の取組の有無		・学習履歴証明書
(6) 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用	技術資料様式5-2	・顕彰状の写し ・登録基幹技能者講習修了証の写し
5 地域貢献等		
(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料様式6 技術資料様式6-2	・防災協定書の写し
(2) 地域内における本店の所在地	—	・直近の総合評定値通知書の写し等
(3) 県内企業の活用計画	技術資料様式8	—
6 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	(技術資料様式3) (技術資料様式3-2)	・直近の総合評定値通知書の写し

項目	競争参加資格(代表構成員)	技術評価の対象(代表構成員)
企業の施工実績の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)		別添2の機関が発注した建築工事(※平成18年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した、最終請負額が25,000千円以上の建築一式工事に限る。)
工事成績評定値の対象とする工事	—	平成23年4月から平成28年3月までの間に完成検査を受けた、大分県(土木建築部・教育庁(学校施設課・教育財務課))発注の建築一式工事
配置予定技術者の保有する資格等	建築一式工事に係る建設業法第15条第2号の資格を有すること。	別表1の評価基準を参照すること。
配置予定技術者の施工経験の対象とする同種工事	—	別添2の機関が発注した建築工事(※平成18年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した、最終請負額が25,000千円以上の建築一式工事に限る。)を主任(監理)技術者として施工した経験、又は現場代理人として施工した経験(「過去経験した工事に」配置された時点で「別添3」に記載された資格を有していた場合に限る。) なお、工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係る期間の経験についてのみ評価の対象とする。

※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式を提出しない場合(未記入及び評価内容が確認できない様式の場合を含む。)又は提出された資料で評価内容が確認できない場合は、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする。ただし、技術資料様式2の未提出又は未記入等については、欠格とする。

※3 別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)、技術資料様式1又は2が欠格若しくは提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、原則として入札を無効とする。

※4 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。

※5 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※6 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。また、提出された技術資料等は、返却しない。

第7 総合評価に関する事項等

1	総合評価の方法	入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	<p>評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。</p> <p>なお、評価項目のうち「鉄骨工事の現場施工における品質確保対策」「外壁改修工事における品質確保対策」「学校内及び周辺地域に対する騒音・振動対策」「学校内における安全対策」とは、別表1の2に記載する課題とし、当該課題に対する対策を求めるものとする。</p> <p>(1) 評価値の算出方式          評価値は、次の算出方式により算定する。          ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数 1,000,000)          イ 技術評価点＝標準点＋加算点          なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示(第2位を四捨五入)し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。</p> <p>(2) 技術評価点          競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について、30点の範囲で加算点を加える。</p> <p>(3) 加算点の算出方法          別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、30点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。</p>
3	評価内容の担保	<p>落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及びその履行を確保するための措置等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p> <p>(2) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合(再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限り)は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。</p>
4	評価結果の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件の技術提案等の評価結果については入札参加者からの申し出により自社のみを開示する。</li> <li>・開示の時期は落札決定後とし、次年度までを開示期間とする。</li> <li>・施工計画に関する技術的所見に係る評価結果は、評価しなかったもの及びその理由に限って開示をおこなう。</li> <li>・施工計画に関する技術的所見に係る評価結果がある公告案件及びその他の公告案件の開示は第3の1の場所にておこなう。</li> <li>・開示の申し出は、第3の1におこなうこと。</li> </ul>

第8 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)</p> <p>なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 親会社と子会社の関係          親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係          親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(3) 協同組合等とその構成員(組員)等の関係          協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>※参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>
6	技術的能力の審査	第6において提出を求める技術資料で、施工計画に関する評価項目に関して記載が全くない等、技術資料の評価項目のいずれも欠格に該当する者でないこと。
-	-	-

第9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第10の2(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。

第10 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金 免除  (2) 契約保証金 納付  ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。  また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>
-	-	-
2	事後審査及び落札者の決定方法	<p>(1) 競争参加資格の確認は、開札し、評価値が決定した後に行うものとする。  ただし、評価値の審査の段階で、競争参加資格を有していないことが判明した場合、その者のした入札は、それ以降無効として取り扱うものとする。  (2) 開札後は、落札者の決定を保留する。  (3) 評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、最高評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする(なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。)  (4) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。  (5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。  (6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。  (7) (3)により落札者が決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。  (8) 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、理事長に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。  なお、手続は第9を準用する。</p>
3	入札の無効等	<p>(1) 入札の無効の取扱い  公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。  (2) 談合情報の取扱い  ①総合評価における談合の認定基準  談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。  ②談合があったと認定した場合の対応  当該入札を無効とし、一般競争入札の場合にあつては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。</p>
4	低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金及び前金払	<p>低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。</p>
-	-	-
5	その他	<p>(1) 理事長は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の(2)②及び(3)②に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」4の(7)により取り扱うものとする。  ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。  イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。  (2) 理事長は、落札決定後、本契約締結までの間に落札者が(1)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うものとする。  (3) 理事長は、契約締結後において、契約者が(1)又は(2)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。  (4) 最低価格入札者、落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(1)のア又はイのいずれかに該当した場合は、理事長に速やかに申し出ること。また、(1)、(2)及び(3)による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約(仮契約を含む。)の解除等に伴う損害賠償について、理事長はその責を一切負わないものとする。  (5) 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学契約事務規程第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ことがある。  (6) 落札者等には、共同企業体の各構成員も含まれる。</p>

別添

技術資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
—	—	—	—
2	施工計画に関する技術的所見	技術資料様式2	別表1の2に留意のうえ、技術資料様式2により具体的な施工計画に関する技術的な所見を記載すること。なお、技術資料様式2に記載された内容を評価する。 未提出又は白紙の場合は欠格とし、入札を無効として取り扱う。
3	企業に対する評価及び要件等		
(1)	同種の工事の施工実績	技術資料様式3 技術資料様式3-2	別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、技術資料様式3に記載すること。 (記載する工事は一件だけで良い。) また、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(一般データ及び技術データ)の写し、契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。
(2)	豊の国木造建築賞受賞の有無		平成26・27年度において、豊の国木造建築賞(最優秀賞・優秀賞)を受賞している場合、その内容について技術資料様式3に記入すること。 (評価対象等は、大分県HPに掲載しているため確認のうえ記載すること。 <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/toyonokunimokuzou29.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/toyonokunimokuzou29.html</a> )
(3)	指名停止の有無		各構成員が開札予定日(平成28年11月24日)が減点対象期間にある指名停止を受けている場合は、その内容について技術資料様式3に記入すること。 なお、技術資料提出後、開札予定日までの間に指名停止を受けた場合は、その旨を発注者へ書面により申し出ること。 (減点対象期間等は、大分県HPに掲載しているため確認のうえ記載すること。 <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/toyonokunimokuzou29.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/18500/toyonokunimokuzou29.html</a> )
(4)	総合評定値(P点)		第2の(2)の③の(イ)及び(3)の③の(イ)に係る総合評定値(P点)について、技術資料様式3及び技術資料様式3-2に記載すること。(審査基準日が平成26年10月1日～平成27年9月30日の間とするもので直近のもの) なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、合併(譲渡)時等経審に係るものとし、総合評定値通知書の写しを添付すること。
(5)	工事成績評定点	技術資料様式4	(1) 代表構成員が過去5年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値について、技術資料様式4に記載すること。 なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。 (2) 記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。  ① 大分県(土木建築部・教育庁(学校施設課・教育財務課))が発注し、平成23年4月から平成28年3月の間に完成検査を受けた建築一式工事について記載すること。  ② 記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの(以下「記載もれ等」という。)の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 i 記載もれ等の結果、評価点に変更がない場合は、記載された工事により評価点を算定する。 ii 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。 iii 記載もれ等の結果、上位の評価点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。 ③ 共同企業体の構成員として施工した工事の成績も含むものとする。 ④ 件数が多いため、様式が複数枚に及ぶ場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。 ⑤ 対象となる工事成績評定点がない場合は、実績なしと記載すること。 なお、平均値は74点未満とみなす。 ⑥ 記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。 ⑦ 公告日以前に平成23年4月から平成28年3月に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。 なお、記載が異なる場合の取り扱いを上記②に記載したとおりとする。 ⑧ 合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定点を含めて記載すること。 なお、記載が異なる場合の取り扱いを上記②に記載したとおりとする。

証明事項等	提出様式	注意事項
4 配置予定技術者に対する評価及び要件等		
(1) 保有する資格	技術資料様式5 技術資料様式5-1	<p>第2の(2)の②及び(3)の②に係る競争参加資格又は別表1の評価基準に該当する資格等について技術資料様式5及び技術資料様式5-1に記載すること。</p> <p>また、記載した事項について、競争参加資格又は評価内容が確認できるよう免許等の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証(裏面)の修了履歴の写し及び健康保険被保険者証の写し等の資料を添付すること。</p> <p>なお、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。</p> <p>実務経験証明書(建設業法施行規則第三条様式第九号に準じる)は証明印のあるものに限る。</p> <p>また、「証明者」は、原則として使用者(法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人)でなければならない。</p> <p>ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者として取り扱うことができるものとし、この場合、「備考」欄にその旨を記載すること。</p>
(2) 同種工事の施工経験		<p>別表1の評価基準に留意のうえ、評価対象となる代表構成員の配置技術者に係る同種工事の施工経験等について技術資料様式5に記載すること。(記載する工事は一件だけで良い。)</p> <p>※技術評価については、工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している場合に限り評価する。(工場製作の過程を含む工事においては、現地施工に係るすべての期間について従事している場合に限り評価する。)</p> <p>また、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(一般データ及び技術データ)の写し、契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し等の資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所)の写し等)を併せて提出すること。</p> <p>ただし、提出された資料により評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとする。</p> <p>なお、現場代理人として従事した工事の施工経験についても、過去経験した工事に配置された時点で「別添3」に記載のある当該業種(建築一式工事)に応じた資格を有していた場合は評価の対象とする。</p>
(3) 工事成績評定点の最高点		<p>代表構成員の配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事し、平成24年4月から平成28年3月の間に完成検査を受けた工事のうち、最高(75点以上)の評定点の工事について、技術資料様式5に記載するとともに、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し及び現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し等の資料を添付すること。</p> <p>なお、現場代理人として従事した工事の施工経験についても、過去経験した工事に配置された時点で「別添3」に記載のある当該業種(建築一式工事)に応じた資格を有していた場合は評価の対象とする。</p> <p>評価対象となる工事は、大分県(土木建築部・教育庁(学校施設課・教育財務課))が発注した最終請負額が25,000千円以上の建築一式工事とし、工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している工事に限る。(工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間について従事している工事に限る。)</p> <p>また、共同企業体の構成員の技術者として従事した場合は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>公告日以前に平成24年4月から平成28年3月に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。</p> <p>※複数の工事を記載していた場合、対象外の工事を記載していた場合、評価内容が確認できない場合及び未記入の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。</p>
(4) 優良工事担当履歴		<p>代表構成員の配置予定技術者が、平成26・27・28年度において、建築一式工事に係る大分県優良建設業者表彰(土木建築部長表彰、工事検査室長表彰)及び土木事務所所長表彰を受賞した工事に主任(監理)技術者として従事している場合は、その内容について技術資料様式5に記載するとともに、記載した事項について、当該工事への従事が確認できるようCORINSデータ(「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し等の資料を添付すること。(現場代理人としての経験については、技術評価の対象としない。)</p> <p>工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している工事に限る。(工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間について従事している工事に限る。)</p> <p>また、共同企業体の構成員の技術者として従事した場合は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>※複数の工事を記載していた場合、対象外の工事を記載していた場合、評価内容が確認できない場合及び未記入の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。</p>
(5) 継続教育(CPD)の取組の有無		<p>別表1の評価基準に留意のうえ、代表構成員の配置予定技術者に係る過去1年間の継続教育(CPD)の取組状況(※大分県建築士会に係るものに限る。)について、技術資料様式5に記載するとともに、学習履歴証明書を提出すること。</p> <p>なお、証明書の証明日は、平成28年4月1日以降、技術資料提出締切日までのものに限る。また、取得単位数については、証明日から過去1年間のユニット数により評価する。工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している工事に限る。(工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間について従事している工事に限る。)</p>
-		
(6) 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用	技術資料様式5-2	<p>・当該工事において優秀施工者国土交通大臣顕彰者(以下「建設マスター」という)及び登録基幹技能者を活用する場合は、その活用計画を技術資料様式5-2に記入し、建設マスターは顕彰状の写し、登録基幹技能者は登録基幹技能者講習修了証の写しを添付のうえ、提出すること。</p> <p>・元請、下請け問わず評価対象とし、配置予定技術者も同様に評価する。</p> <p>・対象となる職種は本工事の内容に該当するものとし、1職種1名の配置から評価する。また、現場着手後に活用計画書に記載した者を変更する場合は、同じ職種に限り、変更を認める。</p> <p>・工事内容に該当しない職種のみに従事予定としている場合、従事予定職種に対して適切でない職種のみを従事予定としている場合、必要な確認資料(顕彰状の写し、登録基幹技能者講習修了証の写し)が添付されていない場合は活用計画がないものとみなし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。</p>



	<p>配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項</p> <p>(7)</p>	<p>①配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合  評価方法については次のとおりとする。  評価点の高い構成員の技術者を評価して、共同企業体としての評価とする。  ただし、各構成員(又は一構成員)が複数の候補技術者を記載した場合は、各構成員(又は一構成員)の中で評価点の最も低い技術者の評価をもって当該構成員の評価点とする。(工場製作の過程を含む工事は、現地施工に配置する技術者のみを評価する。)</p> <p>なお、複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の2に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、当該入札参加者(共同企業体で参加する場合は当該構成員)の評価は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。)</p> <p>②同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合  入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。</p>
--	---	---

証明事項等	提出様式	注意事項
5 地域貢献等		
(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料様式6 技術資料様式6-2	開札予定日現在で有効な大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の締結状況を各構成員ごとに技術資料様式6に記入し、防災協定書の写しを添付のうえ、提出すること。(※発注者との間で防災協定を締結している場合は、防災協定書の写しの添付を省略することができる。) なお、加入している団体が防災協定を締結している場合は、技術資料様式6に加え、技術資料様式6-2及び防災協定書の写しを提出すること。(※発注者との間で防災協定を締結している場合は、防災協定書の写しの添付を省略することができる。) 次のいずれかに該当する場合は、評価の対象としないものとするので注意すること。 ①異なる様式により提出された場合。 ②技術資料様式6が未提出又は未記入の場合。 ③加入している団体が防災協定を締結している場合において、技術資料様式6-2が未提出又は未記入の場合、若しくは内容が協定書と異なる場合。 ④防災協定書の写しが未提出の場合。(※長との間で防災協定を締結している場合を除く。) ⑤その他評価内容が確認できない場合。 ※協定の更新手続き等で開札予定日を含む協定書の添付、証明が困難な場合は、技術資料様式6-2に代えて、開札予定日を含む期間においても継続して活動に携わる者である旨の第三者による証明書を添付すること(様式任意)。
(2) 地域内における建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	—	下記6の総合評定値通知書の写しにより、各構成員の本店所在地を確認する。 なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。
—	—	—
(3) 県内企業の活用計画	技術資料様式8	当該工事に係る県内企業の活用計画について、技術資料様式8に記載すること。評価対象は全ての下請契約(二次下請以降も含む。)とする。 ただし、「エレベーター」に係る下請契約は、対象外とする。 なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。 ※県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。
—	—	—
—	—	—
—	—	—
6 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	(技術資料様式3) (技術資料様式3-2)	各構成員が開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を技術資料様式3及び技術資料様式3-2に記載すること。 なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。 ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

※本案件に係る競争参加資格の確認及び技術評価の審査については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
国	—	地方公共団体	—
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)	国立研究開発法人科学技術振興機構	
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
港務局	港湾法	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)	国立研究開発法人理化学研究所	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)	首都高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)	消防団員等公務災害補償等共済基金	
水害予防組合連合		新関西国際空港株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	地方競馬全国協会	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)	東京地下鉄株式会社	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)	東京湾横断道路建設事業者	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)	独立行政法人環境再生保全機構	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
		独立行政法人農業者年金基金	
		中日本高速道路株式会社	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	成田国際空港株式会社	
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)	西日本高速道路株式会社	
土地改良区連合		日本私立学校振興・共済事業団	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	日本たばこ産業株式会社	
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)	農林漁業団体職員共済組合	
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)	阪神高速道路株式会社	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)	東日本高速道路株式会社	
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)		
		日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
		旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社並びに第17条の3各号に掲げる法人	

現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表

発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。(業種は主な業種の抜粋)

業種区分→ 国家資格↓	土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	舗装工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	造園工事	建築一式工事	電気工事	管工事	電気通信工事	機械器具設置工事	塗装工事	防水工事	消防施設工事
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
一級土木施工管理技士	●	●	●	●	●							●		
一級建設機械施工技士	●	●	●											
一級建築施工管理技士		●		●			●					●	●	
一級電気工事施工管理技士								●						
一級管工事施工管理技士									●					
一級造園施工管理技士						●								
一級建築士				●			●							
技術士 建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外)	●	●	●		●	●		●						
技術士 総合技術監理:建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外)	●	●	●		●	●		●						
技術士 建設:「鋼構造及びコンクリート」	●	●	●	●	●	●		●						
技術士 総合技術監理:建設(「鋼構造及びコンクリート」)	●	●	●	●	●	●		●						
技術士 農業「農業土木」	●	●												
技術士 総合技術監理「農業土木」	●	●												
技術士 電気電子 ※選択科目は問わない								●		●				
技術士 総合技術監理「電気電子」 ※選択科目は問わない								●		●				
技術士 機械 (「流体工学」と「熱工学」以外)											●			
技術士 総合技術監理:機械 (「流体工学」と「熱工学」以外)											●			
技術士 機械 「流体工学」又は「熱工学」									●		●			
技術士 総合技術監理: 「流体工学」又は「熱工学」									●		●			
技術士 上下水道 (「上水道及び工業用水道」以外)									●					
技術士 総合技術監理:上下水道 (「上水道及び工業用水道」以外)									●					
技術士 上下水道 「上水道及び工業用水道」									●					
技術士 総合技術監理: 「上水道及び工業用水道」									●					
技術士 水産「水産土木」	●	●			●									
技術士 総合技術監理「水産土木」	●	●			●									
技術士 森林「林業」						●								
技術士 総合技術監理「林業」						●								
技術士 森林「森林土木」	●	●				●								
技術士 総合技術監理「森林土木」	●	●				●								
技術士 衛生工学 (「水質管理」と「廃棄物管理」以外)									●					
技術士 総合技術監理:衛生工学 (「水質管理」と「廃棄物管理」以外)									●					
技術士 衛生工学「水質管理」									●					
技術士 総合技術監理「水質管理」									●					
技術士 衛生工学「廃棄物管理」									●					
技術士 総合技術監理 「廃棄物管理」									●					

競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学理事長 中山 欽吾 殿

共同企業体

代表構成員

住 所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

公告日：平成28年10月14日

工事名：平成28年度芸文短大芸術デザイン棟増築他工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

(1/2)

証明事項等 (競争参加資格及び技術評価項目)	提出様式名	添付資料
<b>1 技術提案に関する事項等</b>		
—	—	—
(1) 施工計画に関する技術的所見	<input type="checkbox"/> 技術資料様式2	—
<b>2 企業に対する評価及び要件等</b>		
<b>(1)代表構成員</b>		
① 同種の工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 技術資料様式3	<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し(契約書の写し) <input type="checkbox"/> ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 豊の国木造建築賞受賞の有無		—
③ 指名停止の有無		—
④ 総合評定値(P点)	<input type="checkbox"/> 技術資料様式4	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・総合評定値通知書の写し(審査基準日がH26.10.1～H27.9.30の間で直近のもの。)
⑤ 工事成績評定値		—
<b>(2)その他構成員</b>		
—	技術資料様式3-2	—
—		—
① 総合評定値(P点)	—	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・総合評定値通知書の写し(審査基準日がH26.10.1～H27.9.30の間で直近のもの(H24.7.1改正後の総合評定値通知書によるもの)に限る。ただし、H24.7.1付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険」「厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く。)
<b>3 配置予定技術者に対する評価及び要件等</b>		
<b>(1)代表構成員</b>		
① 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 技術資料様式5	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 同種工事の施工経験		<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し(契約書の写し) <input type="checkbox"/> ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
③ 工事成績評定値の最高点		<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し(契約書の写し) <input type="checkbox"/> ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
④ 優良工事担当履歴		<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し(契約書の写し) <input type="checkbox"/> ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
⑤ 継続教育(CPD)の取組の有無		<input type="checkbox"/> ・学習履歴証明書
⑥ 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用	<input type="checkbox"/> 技術資料様式5-2	<input type="checkbox"/> ・顕彰状の写し <input type="checkbox"/> ・登録基幹技能者講習修了証の写し
<b>(2)その他構成員</b>		
① 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 技術資料様式5-1	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他( )
—		—

証 明 事 項 等 (競争参加資格及び技術評価項目)	提出様式名	添付資料
4 地域貢献等		
(1)代表構成員		
① 防災活動への貢献の状況	<input type="checkbox"/> 技術資料様式6 <input type="checkbox"/> 技術資料様式6-2	<input type="checkbox"/> ・防災協定書の写し <input type="checkbox"/> ・発注者との協定のため、協定書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 地域内における本店の所在地	—	<input type="checkbox"/> ・所在地変更、合併等に該当しないため通知書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
(2)その他構成員		
① 防災活動への貢献の状況	<input type="checkbox"/> 技術資料様式6 <input type="checkbox"/> 技術資料様式6-2	<input type="checkbox"/> ・防災協定書の写し <input type="checkbox"/> ・発注者との協定のため、協定書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 地域内における本店の所在地	—	<input type="checkbox"/> ・本店の所在地変更、合併等に該当しないため通知書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
—	—	—
(3) 県内企業の活用計画	技術資料様式8	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1)代表構成員		
① 有効な経営事項審査等	(技術資料様式3)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため通知書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
(2)その他構成員		
① 有効な経営事項審査等	(技術資料様式3-2)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため通知書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )

※提出する様式名及び添付資料について、□に✓(又は■)を記入すること。「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。

なお、原則として、「総合評定値通知書の写し」の提出は省略できる。

ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

施工計画に関する技術的所見

工 事 名: ○○ 第 ○ 号 ○○○○ 工事

共同企業体名:

課題番号	△	課題名	「○○対策」
------	---	-----	--------

※施工上の課題に対応した具体的な施工計画(対策)について、別表1の2に留意のうえ、記載(提案)すること。評価については、本様式(技術資料様式2)に記載された内容によるものとする。

なお、工事名・会社名・課題番号・課題名を記入の上、提案の記載については次の取扱いに注意すること。

- (1)施工上の課題1つに対して、本様式(A4用紙)1枚の範囲内(5項目まで)で提案すること。
- (2)提案項目それぞれに簡易なタイトルを記載のうえ、具体的な内容・説明等を簡潔に記載すること。
- (3)本様式に加え、補足説明資料をA4用紙にて5枚まで添付することができる。なお、6枚以上添付されていた場合、6枚目以降は補足説明資料として取り扱わない。
- (4)1つの提案項目欄にまとめて複数の提案を記載しないこと。(記載していた場合は、最初に記載した提案のみを評価対象とする。)
- (5)「具体的な内容・説明等」欄に記入する文字サイズは、10ポイント程度とする。(400字以内)

提案項目 (1)	( タ イ ト ル )
	( 具 体 的 な 内 容 ・ 説 明 等 )
提案項目 (2)	( タ イ ト ル )
	( 具 体 的 な 内 容 ・ 説 明 等 )
提案項目 (3)	( タ イ ト ル )
	( 具 体 的 な 内 容 ・ 説 明 等 )
提案項目 (4)	( タ イ ト ル )
	( 具 体 的 な 内 容 ・ 説 明 等 )
提案項目 (5)	( タ イ ト ル )
	( 具 体 的 な 内 容 ・ 説 明 等 )

企業に対する評価及び競争参加資格等(代表構成員)

共同企業体名: \_\_\_\_\_  
 代表構成員名: \_\_\_\_\_

(1) 同種の工事の施工実績

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同種工事		評価対象	
—		—	
別添2の機関が発注した建築工事(※平成18年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した、最終請負額が25,000千円以上の建築一式工事に限る。)			
工事名称等	工事名		
	発注機関		
	工事場所 (都道府県名)	(都道府県名)	
	契約金額		
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
	発注形態等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)
	CORINS登録番号		
工事概要	—	—	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
	—	—	

(2) 豊の国木造建築賞受賞の有無

平成26・27年度における豊の国木造建築賞(最優秀賞・優秀賞)の状況について記載すること。

有  受賞年度: (平成26年度 ) (平成27年度   
 無

(3) 指名停止等の有無

開札予定日(平成28年11月24日)が減点対象期間にある指名停止措置の有無、指名停止期間、減点対象期間について記載すること。

指名停止 有  指名停止期間 (○箇月間 : 平成 年 月 日から 平成 年 月 日)  
 減点対象期間 (○箇月間 : 平成 年 月 日から 平成 年 月 日)  
 該当なし

(4) 総合評定値(P点)

建築一式工事に係る総合評定値(P点)を記載すること。

ただし、審査基準日を平成26年10月1日から平成27年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のものによる。

※総合評定値(P点) \_\_\_\_\_ 点

(5) 有効な経営事項審査等

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日: (平成 年 月 日)  
 ②審査基準日: (平成 年 月 日)



企業に対する評価及び競争参加資格等(その他構成員)

共同企業体名: \_\_\_\_\_  
 その他構成員名: \_\_\_\_\_

-	-	-
	-	-
-	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
-	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-

(1) 総合評定値(P点)

建築一式工事に係る総合評定値(P点)を記載すること。  
 ただし、審査基準日を平成26年10月1日から平成27年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のもの。

※総合評定値(P点) 点

(2) 有効な経営事項審査等

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

- ①通知年月日:(平成 年 月 日)
- ②審査基準日:(平成 年 月 日)

代表構成員に係る過去5年間の工事成績評定点(平均値)

会社名: \_\_\_\_\_

番号	発注者名	工事名	契約金額	検査年月日	工事成績評定点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
				平成 年 月 日	点
総件数			件	平均値 (工事成績評定点の合計/総件数)	点

※平均値は、小数第2位を切捨とする。

- 大分県(土木建築部・教育庁(学校施設課・教育財務課))が発注し、平成23年4月から平成28年3月の間に完成検査を受けた工事について記載すること。  
(※記載する工事は、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事を除く建築一式工事に限る。)
- 公告日以前に平成24年4月から平成28年3月に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いについては技術資料等作成における注意事項の工事成績評定点の項目に記載したとおりとする。

配置予定技術者に対する評価及び競争参加資格等(代表構成員)

共同企業体名:

代表構成員名:

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

第2の(2)の②に掲げる競争参加資格に留意のうえ、保有する資格等について記載すること。

配置予定技術者の氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:		氏名	生年月日	年	月	日
			雇用年月日	年	月	日	
法令による資格・免許	資格:	名称	取得年月日	年	月	日	登録番号
	監理技術者資格者証:		取得年月日	年	月	日	登録番号
	監理技術者講習:		講習修了年月日	年	月	日	

(2) 配置予定技術者に係る同種工事の施工経験

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同種工事			評価対象(競争参加資格と同一の工事の場合は、記載不要)	
			別添2の機関が発注した建築工事(※平成18年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した、最終請負額が25,000千円以上の建築一式工事に限る。)	
同種工事	工事名	—		
	発注機関	—		
	工事場所	—	(都道府県名)	
	契約金額	—		
	工期	—	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 (上記のうち従事した期間:平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 ※途中交代があった場合のみ記入) 工場製作を含む工事における現地施工の期間(該当する場合のみ記入) 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	発注形態等	—	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)	
	CORINS登録番号	—		
従事役職等	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ※該当を選択のうえ、必要に応じて記載すること。	—	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ※該当を選択のうえ、必要に応じて記載すること。 従事当時に有していた資格名称( ) 取得年月日( 年 月 日) ※現場代理人としての経験の場合のみ記入。なお、上記「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、当該免許等の写しを併せて添付すること。	
工事概要	—	—		
	—	—		
	—	—		
	—	—		
	—	—		
	—	—		

(3) 工事成績評定点の最高点

配置予定技術者が監理(主任)技術者として従事し、平成24年4月から平成28年3月に完成検査を受けた、大分県(土木建築部・教育庁(学校施設課・教育財務課))発注の建築一式工事のうち、最高(75点以上)の評定点の工事について記載すること。

- ①工事名( ) ②工事場所( )  
③工事成績評定点( )点 ④CORINS登録番号( )  
⑤工事期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日) ⑥従事期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)  
⑦現地施工期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

※現場代理人としての経験の場合は記載工事に配置された時点で「別添3」に記載された資格を有していた場合のみ評価対象とするため、(1)の「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、下記に資格名称や取得年月日を記載のうえ、当該免許等の写しを併せて添付すること。

従事当時に有していた資格名称 ( )  
取得年月日 ( 年 月 日)

(4) 優良工事担当履歴

配置予定技術者が、平成26年度、平成27年度、又は平成28年度において建築一式工事に係る大分県優良建設業者表彰(土木建築部長表彰、工事検査室長表彰及び土木事務所長表彰)を受賞した工事に主任(監理)技術者として従事した状況について記載すること。(現場代理人としての経験については、技術評価の対象としない。)

有  受賞年度:(平成26年度 ) (平成27年度 ) (平成28年度 )  
無

「有」の場合

- ①工事名( ) ②発注者名( )  
③CORINS登録番号( )  
④工事期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日) ⑤従事期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)  
⑥現地施工期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(5) 継続教育(CPD)の取組の有無

配置予定技術者の継続教育(CPD)の取得状況について記載すること。

- ① 取組あり  ( ) ユニット ※学習履歴証明書を添付すること。  
② 取組なし

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

配置予定技術者に係る競争参加資格等(その他構成員)

共同企業体名: \_\_\_\_\_  
 その他構成員名: \_\_\_\_\_

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

第2の(3)の②に掲げる競争参加資格に留意のうえ、保有する資格等について記載すること。

配置予定技術者の 氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:	氏名	生年月日		年	月	日
		雇用年月日	年		月	日	
法令による資格・免許	資格:	名称	取得年月日	年	月	日	登録番号
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-

-	-	-
	-	-
-	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
-		

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

## 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用計画書

会社名 \_\_\_\_\_

当該工事に係る当社の建設マスター・登録基幹技能者の活用計画については、下記のとおりです。

## 建設マスターの活用計画

従事予定工種	職 種	受賞年度	氏 名	所属会社名	従事予定作業	従事予定期間	備考
例)舗装工	舗装工	平成26年	建設 一郎	(株)県庁舗装	アスファルト敷設	平成28年5月 ~ 平成28年8月	
						~	

## 登録基幹技能者の活用計画

従事予定工種	職 種 (登録〇〇基幹技能者)	修了証番号	氏 名	所属会社名	従事予定作業	従事予定期間	備考
例)コンクリート工	鉄筋	第1000号	建設 太郎	(株)鉄筋土木	鉄筋加工・組立	平成28年4月 ~ 平成29年1月	
						~	

## 注意事項

- 建設マスターの「職種」は受賞の際の該当職種を記載し、「受賞年度」、「氏名」は顕彰状と同じ内容を記載すること。
- 登録基幹技能者の「職種(登録〇〇基幹技能者)」、「修了証番号」、「氏名」については、登録基幹技能者講習修了証と同じ内容を記載すること。
- 建設マスター、登録基幹技能者とも「従事予定工種」、「従事予定作業」は、本工事内容に該当するものを記載すること。
- 元請、下請け問わず評価対象とし、配置予定技術者も同様に評価する。
- 対象となる職種は本工事内容に該当するものとし、1職種1名の従事から評価する。  
また、現場着手後に活用計画書に記載した者を変更する場合は、同じ職種に限り、変更を認める。
- 本工事内容に該当しない工種にのみ従事予定としている場合、従事予定工種に対して適切ではない職種のみを従事予定としている場合及び必要な確認資料(顕彰状、登録基幹技能者講習修了証の写し)が添付されていない場合は活用計画がないものとみなす。

技術資料様式6

防災協定締結状況確認書

会社名: \_\_\_\_\_

開札予定日現在における、当社(当社が所属する団体)の、大分県管理の公共施設を対象とした防災協定締結状況は、下記のとおりです。

記

(1) 大分県管理の公共施設  
を対象とした防災協定

- ① 有
- ② 無

(2) 協定の相手方

- ① 大分県  
土木事務所等名称( )

(3) 協定者

- ① 会社単独                    ※協定書写しを添付  
(長との間で協定を締結している場合を除く。)
- ② 加入する団体(団体名 )  
※証明書(技術資料様式6-2)及び協定書の写しを添付  
(長との間で協定を締結している場合、協定書の写しは省略できる。)

注意事項

- 1 該当する項目を○で囲むとともに、必要事項を記入すること。
- 2 (1)において、「無」の場合は、以下の記載は不要とする。
- 3 技術資料提出後、開札予定日までに上記事項に変更があった場合は、書面により、速やかに申し出ること。
- 4 必要な確認資料(証明書及び協定書写し)が添付されていない場合は、評価の対象となる防災協定が締結されていないものと見なす。なお、協定の手続き等で開札予定日を含む協定書の添付、証明が困難な場合は、技術資料様式6-2に代えて、開札予定日を含む期間においても継続して活動に携わる者である旨の第三者による証明書を添付すること(様式任意)。
- 5 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。
- 6 記載内容が事実と異なる場合及び記載内容に変更が生じたにもかかわらず申し出がなかった場合は入札を無効とし、落札決定されていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

証 明 書

(協定締結機関名) (団体名)  
下記の者は、〇〇〇〇〇 と 〇〇〇〇〇  
との間で締結した防災協定に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日  
の期間において、その活動に携わる者であることを証明します。

平成 年 月 日

(団体名)

証明者: \_\_\_\_\_ (印)

記

住 所 \_\_\_\_\_

商 号 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

(注1) 協定書の写しを添付すること。(※長との間で協定を締結している場合を除く。)

(注2) 証明する期間は、協定書に記載されている期間と合致すること。

なお、協定書の期間について、「自動更新する」形式のものについては、直近の更新後の期間を証明すること。

※証明された期間に開札予定日が含まれていない場合及び協定書に記載されている期間と異なる場合は、  
証明書が添付されていないものとみなす。

(注3) 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

(注4) 会社単独で協定を締結している場合は作成不要。



## 県内企業の活用計画

共同企業体名: \_\_\_\_\_

当該工事に係る当社の県内企業の活用計画等については、下記のとおりです。  
(※該当する区分について、□に✓(又は■)を記入すること。)

(1) 元請の本店所在地

- ① 大分県内
- ② 大分県外

(2) 下請発注等計画

当該工事に係る全ての下請(二次下請以降も含む)の発注計画について、次のいずれか1つを選択のうえ記載すること。

(※一件の請負金額が500万円以上となる全ての下請(二次下請以降も含む)について記載する。)

- すべて自社施工とする。  
(下請契約における一件の請負金額がすべて500万円未満である場合を含む。)
- 一件500万円以上の下請契約(二次下請以降も含む)は、全て県内企業に発注する。
- 上記以外  
(県外企業に対して発注する場合や下請発注計画が未定である場合等)

- ※1) 県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。  
県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。  
なお、評価対象は全ての下請契約(二次下請以降も含む)とする。
- ※2) 「エレベーター」に係る下請契約は、県内企業の活用計画の対象外とする。
- ※3) 上記計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は、工事成績評定点を減点するとともに、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- ※4) 技術提案における特殊な工法に係る下請契約は、県内企業の活用計画の対象外とする。  
(施工計画等評価タイプで適用する場合のみ記載)

## 自己採点表(試用)

工事名: \_\_\_\_\_  
会社名: \_\_\_\_\_

※下表の太枠内(自己採点欄)に、自社で評価した評価項目ごとの点数を記載すること。

希望者には、落札決定後、発注者が評価した結果を記載した採点表の写しを交付する。

評価視点	評価項目	評価基準	配点	自己採点	評価結果	
<b>企業の施工実績</b>	過去10年間の同種工事(建築工事)の施工実績の有無 ※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の建築一式工事に限る。	国又は大分県発注工事の実績あり	0.8			
		国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.4			
		上記以外	0.0			
	過去5年間の工事成績評定点の平均値 ※評価期間: H23.4.1~H28.3.31 ※工事成績は大分県土木建築部発注の建築一式工事に限る。 (ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事を除く。)	82点以上	1.5			
		80点以上82点未満	1.3			
		78点以上80点未満	1.1			
		76点以上78点未満	0.8			
		74点以上76点未満	0.5			
	上記以外(成績なし)	0.0				
	指名停止措置の有無 ※指名停止等措置要領(昭和60年3月8日大分県告示第267号)に基づく指名停止	指名停止措置なし	0.0			
		指名停止措置あり (3箇月未満) (減点)	-0.2			
		指名停止措置あり (3箇月以上) (減点)	-0.5			
	豊の国木造建築賞の受賞の有無	実績あり	0.1			
		上記以外	0.0			
	<b>加算点小計</b>			<b>2.4</b>		
<b>企業の技術力</b>	過去10年間の主任(監理)技術者又は現場代理人としての同種工事(建築工事)の施工経験の有無 ※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の建築一式工事に限る。	国又は大分県発注工事の実績あり	0.7			
		国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.4			
		上記以外	0.0			
	主任(監理技術者)の保有する資格	1級建築士及び1級建築施工管理技士の資格保有	0.8			
		2級建築士及び2級建築施工管理技士の資格保有	0.4			
		上記以外	0.0			
	過去4年間の工事成績評定点の最高点 ※主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した、請負代金額2千5百万円以上の工事成績に限る。 (ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事を除く。)	85点以上の評価あり	1.2			
		80点以上85点未満の評価あり	1.0			
		75点以上80点未満の評価あり	0.6			
		上記以外	0.0			
	平成26・27・28年度の優良工事表彰歴 ※発注する土木一式工事(トンネル)での受賞のみ評価対象とする。 ※主任(監理)技術者として従事した工事に限る。	大分県優良建設業者 土木建築部長表彰あり	0.3			
		大分県優良建設業者	0.2			
		工事検査室長表彰又は土木事務所長表彰の受賞あり	0.0			
	CPD(継続教育)の取組状況	取組あり(各団体推奨ユニット数以上)	0.4			
		上記以外	0.0			
技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用	活用計画あり	0.2				
	上記以外	0.0				
<b>加算点小計</b>			<b>3.6</b>			
<b>地域・社会貢献度</b>	地理的条件(地域精通度) 建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	工事箇所である大分市内に所在	2.0			
		大分土木事務所管内に所在	1.5			
		大分土木事務所管内以外の県内に所在	1.0			
		上記以外	0.0			
	防災活動等による貢献	との協定あり	1.0			
		大分県管理の公共施設を対象とした防災協定あり	0.5			
		上記以外	0.0			
	県内企業の活用	当該工事に係る大分県内企業の活用計画 ※請負代金額500万円以上のすべての下請契約	県内元請施工又は県内企業から下請負人を選定※	1.0		
		上記以外	0.0			
	<b>加算点小計</b>			<b>4.0</b>		
<b>加算点合計</b>			<b>10.0</b>			

**【留意事項】**

- 本件入札は、技術資料提出時に入札参加者から「自己採点表(試用)」の提出を求める案件です。  
試行期間中に入札公告を行った工事については、「自己採点表」の提出の有無や記載誤りにより、技術評価及び落札決定に影響はありません。

※自己採点表の様式は、**県庁HP** (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouyoushiki.html>) に掲載しています。  
(「総合評価落札方式関係提出様式(自己採点表(試用))」)として掲載。)

## 自己採点表（試用）の提出について（依頼）

当該入札においては、「自己採点表（試用）」の提出をお願いします。  
自己採点表の様式は、**県庁HP** (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouyoushiki.html>)に掲載  
しています。（「**総合評価落札方式関係提出様式（自己採点表（試用））**」として掲載。）

今後、総合評価落札方式（実績タイプ）の全ての発注工事について「自己採点方式」を適用する予定です。  
できるだけ自己採点表を提出してください。

### 試行期間における取り扱い

- 自己採点表（試用）の提出は必須ではないため、未提出者の入札が無効になるものではありません。
- 自己採点表（試用）と実際の評価点が異なっても、それをもって入札者（提出者）に不利益になるものではありません。

### 試行期間における作成・提出方法

- ① 入札公告時にエクセル形式で添付されている「自己採点表（試用）」の「自己採点」欄に自社の評価点を記入してください。
  - ② 自己採点表（試用）は、原則として技術資料と併せて提出してください。  
※技術資料提出後、自己採点表（試用）のみ他の方法（FAX、持参）等にて提出していただくことも可能です。
- 落札決定後に発注者が審査結果に基づき、自己採点表（試用）の添削をします。
  - 希望者には、添削後の自社の自己採点表（試用）の写しを交付します。  
（自己採点表（試用）の写しは、発注機関の窓口での交付となります。）
  - 自己採点表（試用）の写しの交付の際に、自己採点と評価結果の異なる部分は説明します。

### そ の 他

- 自己採点表（試用）の作成、提出についての問い合わせは公立大学法人大分県立芸術文化短期大学に行ってください。  
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学  
電話 097-545-0542

## 入札に当たっての注意事項

- 1 次の各号に注意すること。
  - (1) 代表構成員の代表者が入札に参加しない場合は、委任状(別紙様式)を提出すること。
  - (2) 代理人が入札する場合は、入札書に共同企業体名、代表構成員名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 競争に参加する資格のない者のした入札(指名通知後、落札決定までの間に、大分県が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(以下「要領」という。)に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。)
  - (2) 調達件名及び入札金額のない入札書
  - (3) 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
  - (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
  - (5) 調達件名に重大な誤りがある入札書
  - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
  - (7) 郵送又は電送による入札
  - (8) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
  - (9) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (10) 入札金額の訂正に訂正印がない入札
  - (11) 入札金額内訳書の提出がない入札
  - (12) 提出された入札金額内訳書に不備があり、無効入札として取扱う基準に該当した場合
  - (13) 談合を行ったと認められる者のした入札(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、原則として談合があったものと認定する。)
    - ① 落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合
    - ② 入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合
    - ③ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
  - (14) 関連会社が参加している者のした入札(※同一の企業体に構成員として参加する場合を除く。)  
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 親会社と子会社の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
    - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
    - ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係  
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、大分県の入札参加資格を有している場合に限る。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること(※入札は無効として取り扱う。)  
なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
- 6 入札金額内訳書の提出
  - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
  - (2) 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」及び「入札金額内訳書の作成上の留意事項」に留意すること。

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等について

低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)と低入札価格調査制度における失格基準(以下「失格基準」という。)を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

### 記

#### 1. 最低制限価格及び調査基準価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(直接工事費 \times 95\%) + (共通仮設費 \times 90\%) + (現場管理費 \times 90\%) + (一般管理費等 \times 55\%)\} \times 1.08}{\text{設計額}}$$

#### 2. 最低制限価格及び調査基準価格の適用範囲

予定価格の7/10から9/10までの範囲

#### 3. 失格基準算定式(低入札価格調査対象工事が対象)

$$(\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

(本人入札・共同企業体用)

# 入 札 書

¥	
工 事 名	

上記工事に係る公告及び設計図書の内容を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

(代表構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

発注者

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

理事長 中山 欽吾 殿

(注) 金額はアラビア数字で記入し、単位は円とすること。

(代理人入札・共同企業体用)

# 入 札 書

¥	
工 事 名	

上記工事に係る公告及び設計図書の内容を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

(代表構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

発注者

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

理事長 中山 欽吾 殿

(注) 金額はアラビア数字で記入し、単位は円とすること。

## 委 任 状

今般都合により平成28年度芸文短大芸術デザイン棟増築他工事の入札に関する

一切の権限を(氏名) に委任しましたので、連署をもってお届けします。

平成 年 月 日

(受任者)住 所  
商号又は名称  
氏 名 ④

(委任者) 代表構成員 共同企業体  
住 所  
商号又は名称  
氏 名 ④

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学理事長 中山 欽吾 殿



(参考)

## 入札金額内訳書の作成上の留意事項

入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

### 1 入札金額内訳書の記載内容について

- (1) (土木関係工事)  
閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。
- (2) (建築関係工事)  
閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。
- (3) 入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記(1)又は(2)に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。
- (4) 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、入札金額内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、記載例を参考に、必要に応じて項目を追加すること。

### 2 審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

### 3 無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

- (1) 入札金額内訳書の全部又は一部が未提出の場合(入札公告等で指定したファイル形式(PDF形式)以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。
- (2) 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合。
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と入札金額内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合
- (4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合(スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。)
- (5) ①(土木関係工事)  
工事工種体系における工種・種別(各階層区分のうちレベル3相当)以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合  
②(建築関係工事)  
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合
- (6) その他重大な不備がある場合

※次ページ以降の記載例を参考にすること。

**原則として落札候補者の入札金額内訳書のみを審査します。  
このため、落札候補者以外の入札金額内訳書については確認しませんので、入札結果で無効となっていないからといって入札金額内訳書に不備がないとは限りません。**

【審査基準該当例（建築関係工事）】

工事名：〇〇庁舎新築工事

発注業種：建築一式工事  
入札金額：16,500,000円(税抜)

商号又は名称：〇〇株式会社  
代表者氏名：〇〇 〇〇

※内訳書欄外については、原則として審査対象外

符号	名称	規格	摘要	原設計		変更設計	
				数量	単位	数量	単位
	直接工事費						
A	〇〇棟新築	構造、規模		1	式	8,000,000	
C	外構			1	式	2,000,000	
	計					15,000,000	①
	共通費						
I	共通仮設費			1	式	500,000	②
II	現場管理費			1	式	300,000	③
III	一般管理費等			1	式	100,000	④
	計					900,000	
	合計(工事面積)					16,500,000 円	⑤
	消費税相当額			1	式	1,320,000	
	総合計(工事費)					17,820,000	

【取扱要領第7の(1)】  
内訳書、入札公告等で指定されたファイル形式(原則としてPDF形式が指定される)以外の形式で提出した場合、無効  
※発注者が、様式をExcelワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式(PDF)に変換したうえで提出すること。

【取扱要領第7の(5)②】  
種目別内訳書又は科目別内訳書の、いずれかの項目の記載が脱落している場合、無効

【取扱要領第7の(3)】  
①+②+③+④=15,900,000円と  
⑤=16,500,000円が不一致である場合、無効

【取扱要領第7の(2)】  
入札金額(16,500,000)と不一致の場合、無効

1,320,000 → 未記入であっても入札無効とはしません。

17,820,000 → 未記入であっても入札無効とはしません。

〈科目別内訳〉

符号	名称	規格	摘要	原設計			変更設計			備考
				数量	単位	金額	数量	単位	金額	
A	〇〇棟新築									
	1.直接仮設			1	式	500,000				
										【取扱要領第7の(5)㉔】 科目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載 が脱落している場合、無効
	3.地盤			1	式	500,000				
	4.鉄筋			1	式	500,000				
	5.コンクリート			1	式	500,000				
	6.型枠			1	式	500,000				
	7.鉄骨			1	式	500,000				
	8.既設コンクリート			1	式	500,000				
	9.防水			1	式	500,000				
	10.〇〇			1	式	500,000				
	11.〇〇			1	式	500,000				
	12.〇〇			1	式	500,000				
	21.養生材処分			1	式	500,000				
	22.養生設備工事			1	式	500,000				
	23.給排水設備工事			1	式	500,000				
	24.技術提案			1	式	1,000,000				
	値引き					-500,000				【取扱要領第7の(4)】 値引き、減額の項目が計上されている場合、無効
	計					8,000,000				

## 低入札価格調査制度について

この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者の決定を行うものです。

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学低入札価格調査実施要領に基づいて行います。

- (1) あらかじめ、低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。)及び失格基準を定めて入札を行います。
- (2) 最高評価値者が基準価格を下回る入札を行った場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施します。
- (3) 調査の結果によっては、最高評価値者以外の者を落札者とする場合があります。

入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意してください。

- (1) 調査の対象となった場合には、発注者から「低入札価格調査の実施について」の通知を行います。  
調査対象者は、当該通知の日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成、提出していただき、7日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に事情聴取を受けることとなります。
- (2) 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った際に、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当すると判断することがあります。
- (3) 「本学の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額に100分の108を乗じて得た額」を下回る入札は、自動的に失格とする。

経費区分	割合	備考
直接工事費	85%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	70%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費等の合計額

- (4) 次の場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」に該当すると判断されます。
  - ・ 実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの。
  - ・ 提出された「工事費内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合。
  - ・ 下請発注予定部分における下請予定金額が、法定福利費が含まれていないなど、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反しない旨の説明がない場合。
  - ・ 過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合。  
なお、入札者が共同企業体の場合は構成する建設業者(以下「構成員」とする。)が対象とする。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事について調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が大分県が発注した工事で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することを求めるものとします。なお、落札者が共同企業体の場合、追加で配置する専任の技術者は、構成員のいずれかより配置すればよい。
  - イ 65点未満の工事成績評定を通知された企業
  - ロ 施工中又は施工後において発注者から大分県工事請負契約約款に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
  - ハ 品質管理、安全管理に関し、指名停止等措置要領に基づく指名停止又は書面による警告を受けた企業
  - ニ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた企業
- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金額の10分の2以内とする。
- (7) 契約締結の日から工事目的物引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じ、低入札価格調査において提出された資料及び説明(以下「低入札価格調査の説明等」という。※下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。)に即して施工しているかについて調査を行う。
- (8) 調査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。
- (9) 低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存すること。(すべての下請契約についても把握し、元請の責任において指導すること。)  
なお、報告書を提出しない場合、書類等を保存していない場合及び書類等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」ものとみなす。

## 低入札価格調査の資料の作成について

本件工事に係る最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり低入札価格調査を実施しますので、下記により提出資料等を作成のうえ、提出してください。(上記最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。)

なお、提出資料等については、落札候補者の決定後、契約担当者から「低入札価格調査の実施について」の通知がなされるので、通知日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に提出してください。

また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。

### 記

#### 1 事情聴取について

- ・日時及び場所：理事長から別途通知します。
- ・出席者：本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細書、根拠資料について説明できる方

#### 2 資料の作成・提出について

別紙「入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記1の通知日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に提出してください。  
なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

##### (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- |             |       |
|-------------|-------|
| ① 「入札価格理由書」 | 様式1   |
| ② 「工事費内訳書」  | 様式2-1 |
| ③ 「間接経費内訳書」 | 様式2-2 |

##### (2) その価格により施工ができる特別の事由(該当があるものについて作成すること。)

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況          | 様式3-1 |
| ② 対象工事に関連する手持工事の状況               | 様式3-2 |
| ③ 入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連) | 様式3-3 |
| ④ 手持資材の状況                        | 様式3-4 |
| ⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係             | 様式3-5 |
| ⑥ 手持機械の状況                        | 様式3-6 |

##### (3) 労務者の具体的供給見通し

様式4

##### (4) 過去5年間に施工した公共工事名及び発注者

様式5

##### (5) 施工体系図

#### 3 注意事項

(1) 期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。

(2) 本調査に当たって、事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。

(3) 施工時において、本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払(支払遅延)があった場合や建設工事に係る県の規定(下請報告義務等)、その他契約条件等に重大な違反があった場合、及び当該工事の施工において、指名停止又は文書警告を受けた場合(事故、履行遅延、契約解除等を含む。)、総合評価落札方式における技術提案等に不履行があった場合、65点未満の工事成績評定を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合等、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後1年間の基準価格未満の応札は認められないこととなります。

(4) 低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書(別記様式5)を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存してください。(※すべての下請契約についても把握し、元請の責任において指導してください。)

なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」とみなします。

## 入札価格の根拠資料について

様式番号	提出書類	根拠となる資料の具体例
1	入札価格理由書	
2-1	工事費内訳書	単価根拠資料(下請見積等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
2-2	間接経費内訳書	各項目の算出根拠資料(見積・過去実績等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
3-1	対象工事の場所の付近における手持工事の状況	間接費等の節減が可能となる工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-2	対象工事に関連する手持工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト節減が可能となる工事(CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)	地図
3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
3-5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
3-6	手持機械の状況	施工で使用する重機の車検証等
4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険証の写等
5	過去5年間に施工した公共工事名及び発注者	国(九州地方整備局)及び大分県発注工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
6	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図にすること

※3-1、3-2、5で記載する対象工事の確認資料(CORINS工事カルテ等)は提出不要であるが、事情聴取時において内容確認をする場合があるため、確認資料を会場に持参すること。

入札価格理由書

殿

共同企業体

代表構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓔ

本件工事に係る入札価格理由書及び関係書類を次のとおり提出します。

なお、当該理由書及び資料の記載事項については事実と相違ないこと並びに工事の施工(すべての下請契約を含む。)に当たっては、調査基準価格を下回る金額であっても建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工することを誓約します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 入札金額	
4 入札額決定理由	

## 工事費内訳書

工事名 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額





対象工事の場所の付近における手持工事の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

発注者	工事名	工 期			契約金額	備 考	
		平成 平成	年 年	月 月			日 日
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	

対象工事に関連する手持工事の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

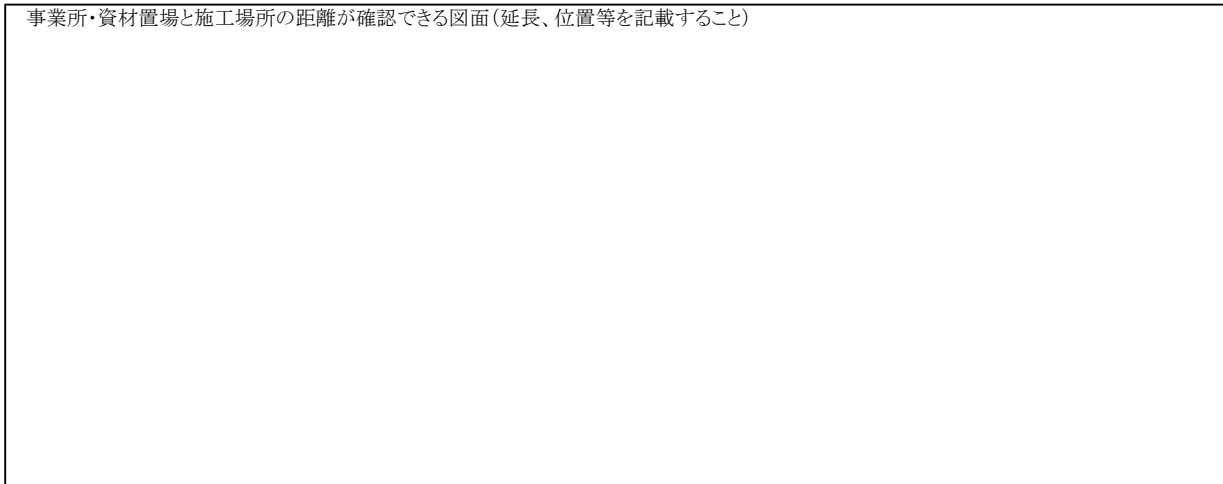
発注者	工事名	工 期			契約金額	備 考	
		平成 平成	年 年	月 月			日 日
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	

入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 事業所の所在地
- 2 資材置場の所在地
- 3 施工場所
- 4 事業所・資材置場と施工場所の距離

事業所・資材置場と施工場所の距離が確認できる図面(延長、位置等を記載すること)



詳細図



手持資材の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

品名	規格・型式	単位	数量	備考

資材購入先及び購入先と入札者との関係

共同企業体名 \_\_\_\_\_

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注)業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。  
例：関連会社、協力会社、下請会社等

手持機械の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

機械名称(購入年)	能力	単位	数量	備考(メーカー名等)



過去5年間に施工した公共工事名及び発注者

商号又は名称 \_\_\_\_\_

発注者	工事名	工 期				契約金額	備 考
		平成 平成	年 年	月 月	日 日		
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	
		平成 平成	年 年	月 月	日 日	円	

## 低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで契約締結した下記工事については、元請からすべての下請に至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告します。

また、今後の支払等についても適正に処理することを誓約します。

なお、その事実を証明するための書類等については、工事目的物引渡の日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出(提示)及び説明します。

ただし、違反(不適切な処理を含む。)していないことの事実を証明する書類等を保存していない場合、提出(提示)できない場合又は説明(証明)できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

工事名  
工事場所



別表1 評価基準等 (J V)

工事名：平成28年度 芸文短大芸術デザイン棟増築他工事

--

評価視点	評価項目	評価基準	配点
施工計画	施工管理に係る技術的所見		
	「課題1 鉄骨工事の現場施工における品質確保対策」	1課題毎に最大5つまでの提案を求め、1提案毎に0点か0.5点若しくは1.0点で評価する。(最大5.0点)	5.0   0.0
	「課題2 外壁改修工事における品質確保対策」	1課題毎に最大5つまでの提案を求め、1提案毎に0点か0.5点若しくは1.0点で評価する。(最大5.0点)	5.0   0.0
	「課題3 学校内及び周辺地域に対する騒音・振動対策」	1課題毎に最大5つまでの提案を求め、1提案毎に0点か0.5点若しくは1.0点で評価する。(最大5.0点)	5.0   0.0
	「課題4 学校内における安全対策」	1課題毎に最大5つまでの提案を求め、1提案毎に0点か0.5点若しくは1.0点で評価する。(最大5.0点)	5.0   0.0
加算点小計			20.0
企業の技術力	代表構成員の過去10年間の同種工事(建築工事)の施工実績の有無	国又は大分県発注工事の実績あり	0.8
	※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の建築一式工事に限る。	国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.4
		上記以外	0.0
	代表構成員の過去5年間の工事成績評定点の平均値	82点以上	1.5
	※評価期間：H23.4.1~H28.3.31	80点以上82点未満	1.3
	※工事成績は大分県土木建築部及び教育庁(学校施設課、教育財務課)発注の建築一式工事に限る。	78点以上80点未満	1.1
		76点以上78点未満	0.8
		74点以上76点未満	0.5
		上記以外(成績なし)	0.0
	指名停止等措置の有無	指名停止等措置なし	0.0
※指名停止等措置要領(昭和60年3月8日大分県告示第267号)に基づく指名停止	指名停止措置(3箇月未満)	-0.2(減点)	
※各構成員のうちいずれか配点の低い方で評価する。	指名停止措置(3箇月以上)	-0.5(減点)	
過去2年間の豊の国木造建築賞受賞の有無	実績あり	0.1	
※各構成員のうちいずれか配点の高い方で評価する。	上記以外	0.0	
加算点小計			2.4
配置予定技術者の能力	代表構成員の配置予定技術者に係る過去10年間の主任(監理)技術者又は現場代理人としての同種工事(建築工事)の施工経験の有無	国又は大分県発注工事の実績あり	0.7
	※建築工事は請負代金額2千5百万円以上の建築一式工事に限る。	国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.4
		上記以外	0.0
	代表構成員の配置予定技術者に係る主任(監理)技術者の保有する資格	1級建築士かつ1級建築施工管理技士の資格保有	0.8
		2級建築士かつ1級建築施工管理技士の資格保有	0.4
		上記以外	0.0
	代表構成員の配置予定技術者に係る過去4年間の工事成績評定点の最高値	85点以上の評価あり	1.2
	※主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した、請負代金額2千5百万円以上の工事成績に限る。	80点以上85点未満の評価あり	1.0
		75点以上80点未満の評価あり	0.6
		上記以外(成績なし)	0.0
代表構成員の配置予定技術者に係る平成26・27・28年度の優良工事担当履歴	大分県優良建設業者 土木建築部長表彰の受賞あり	0.3	
※発注する建築一式工事での受賞のみ評価対象とする。	工事検査室長表彰又は土木事務所長表彰の受賞あり	0.2	
※主任(監理)技術者として従事した工事に限る。	上記以外	0.0	
代表構成員の配置予定技術者に係るCPD(継続教育)の取組状況	取組あり(12ユニット数以上)	0.4	
※(公社)大分県建築士会の認定した取得単位に限る。	上記以外	0.0	
技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用計画	活用計画あり	0.2	
	上記以外	0.0	
加算点小計			3.6
地域・社会貢献度	建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地		2.0
	※全構成員の点数の平均とする	各構成員の配点	1.7
			1.5
	(小数点第2位切り捨て)		1.2
		工事箇所である大分市内に所在	2.0
		大分土木事務所管内に所在	1.5
		大分土木事務所管内以外の県内に所在	1.0
		上記以外	0.0
	防災活動等による貢献	各構成員の配点	1.0
	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の有無		0.7
※全構成員の点数の平均とする	大分土木事務所との協定あり	1.0	
(小数点第2位切り捨て)	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定	0.5	
	上記以外	0.0	
県内企業の活用	県内元請施工又は県内企業から下請負人を選定	1.0	
※請負代金額500万円以上のすべての下請契約	上記以外	0.0	
加算点小計			4.0
加算点合計			30.0

【留意事項】

国又は大分県発注工事以外の公共工事	入札公告を参照のこと。
工事成績評定点	企業 配置予定技術者
	大分県(土木建築部、教育庁(学校施設課、教育財務課)発注の建築一式工事に限る。ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事は除く。
指名停止措置の有無	入札公告を参照のこと。
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の経験 現場代理人の経験
	入札公告を参照のこと。
県内企業の活用	エレベータ工事を除くすべての下請契約を県内企業の活用計画の対象とする。
	技術提案における特殊な工法に係る下請け契約は、県内企業の活用計画の対象外とする。
欠格の判断基準	施工計画に係る技術的所見(技術資料様式2)が未提出又は白紙の場合

H280401版

平成 28 年度 芸文短大芸術デザイン棟増築他工事  
— 施工計画に関する技術的所見の説明書 —

1. 施工計画に係る評価項目の説明

(課題 1) 「鉄骨工事の現場施工における品質確保対策」

増築棟の鉄骨工事における品質確保は、現場での建て方精度によるところが大きく、適切な施工管理が重要である。

特に、アンカーボルトの据付、建て方時の水平垂直誤差の計測及び調整（現場溶接を含む）等の工程における精度の確保が、品質管理のかなめとなる。また、既存改修棟とは通路で接続されるため、所要のクリアランス寸法や水平誤差についても同様に精度の確保が重要である。

そのため、本課題は鉄骨架構の建て方精度向上への対策（ソフト対策を含む）として、以下の条件に基づき、現地状況を踏まえた具体的な提案を求めるものである。

- ① 建方精度の許容差の設定のみの提案は評価対象としない。
- ② 鉄骨製作工場（溶融亜鉛メッキ加工工場を含む）における方策についての提案は評価対象としない。

なお、提案項目数は 5 項目までとする。

(課題 2) 「外壁改修工事における品質確保対策」

改修棟で行う外壁改修工事においても、その品質確保は現場の施工によるところが大きい。

特に、外断熱工事における所要の断熱性能の確保や、既存建物の各部（躯体、笠木、外部建具、エキスパンションジョイント等）と取り合う部分での漏水対策は、建物の長寿命化を図るうえでも重要である。

そのため、本課題は外壁改修工事の品質確保対策として、以下の条件に基づき、施工及び管理上の工夫について具体的な提案を求めるものである。

- ① 提案に係る工程の範囲は、足場設置後の調査から工事完了までとする。
- ② 本工事における外断熱工事の参考仕様は別紙 1 に示す。

なお、提案項目数は 5 項目までとする。

### （課題3） 「学校内及び周辺地域に対する騒音・振動対策」

本工事では、敷地周辺に住宅が多いこと及び工事中も授業が行われていることから、基礎工事、解体撤去工事、躯体工事、金属工事等における騒音・振動の影響が懸念される。

そのため、本課題は学校内及び周辺地域に対する騒音・振動対策（ソフト対策含む）について、以下の条件に基づき、具体的な提案を求めるものである。

- ① 本工事における仮設計画は別紙2に示す。
- ② 外部足場に設置する垂直養生シートについては、設計にて「防音シート張り」を採用している。（別紙2参照）
- ③ 提案可能範囲は、仮囲い内部の範囲内とする。（別紙3参照）
- ④ 工事周知用のビラ、看板、説明会等による周知の提案は対象外とする。
- ⑤ 本工事場所は騒音規制区域内である（特定建設作業：85db以下、一般建設業：70db以下）。また教室内の等価騒音レベルは、窓を閉めているときはL<sub>aeq</sub>50db以下、窓を開けているときはL<sub>aeq</sub>55db以下であることが望ましい。

なお、提案項目数は5項目までとする。

### （課題4） 「学校内における安全対策」

本工事は、同一敷地内において授業が継続されながら行うものである。工事中は既存動線及び視界の確保が難しくなるため、学校利用者と工事車両の接触や、仮囲いにより死角が発生することでのトラブルが予想されるため、学校利用者の安全確保のために対策が必要となる。

そのため、本課題は学校利用者に対する安全確保対策（ソフト対策含む）について、以下の条件に基づき、具体的な提案を求めるものである。

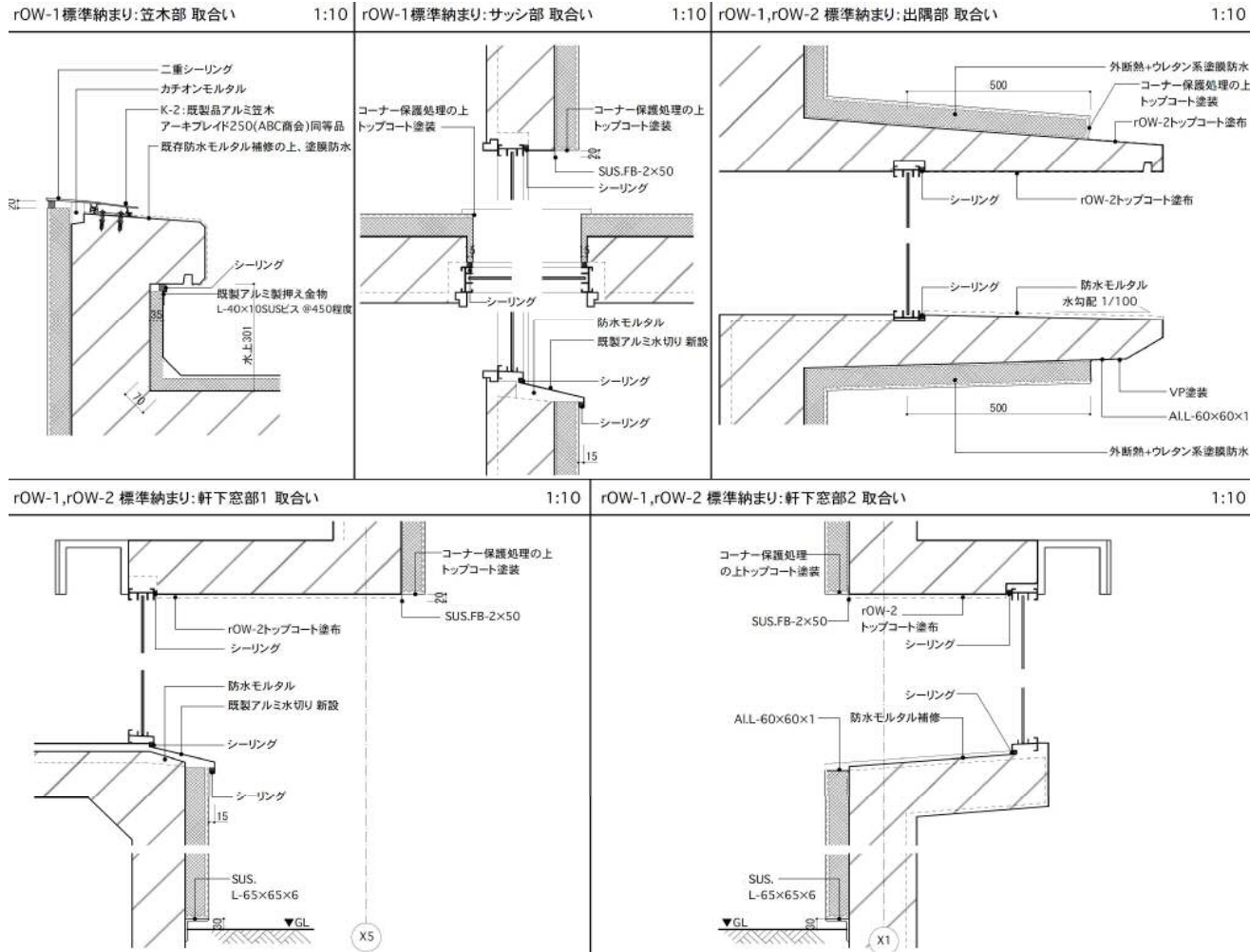
- ① 交通誘導員は、設計において2人×225日＝450人を計上している。（別紙2参照）
- ② 提案可能範囲は、工事用進入路及び仮囲い本体とする。（別紙4参照）
- ③ 学校内での規則や注意事項については、現場説明書を参照のこと。

なお、提案項目数は5項目までとする。

## 2. 採用しない技術提案

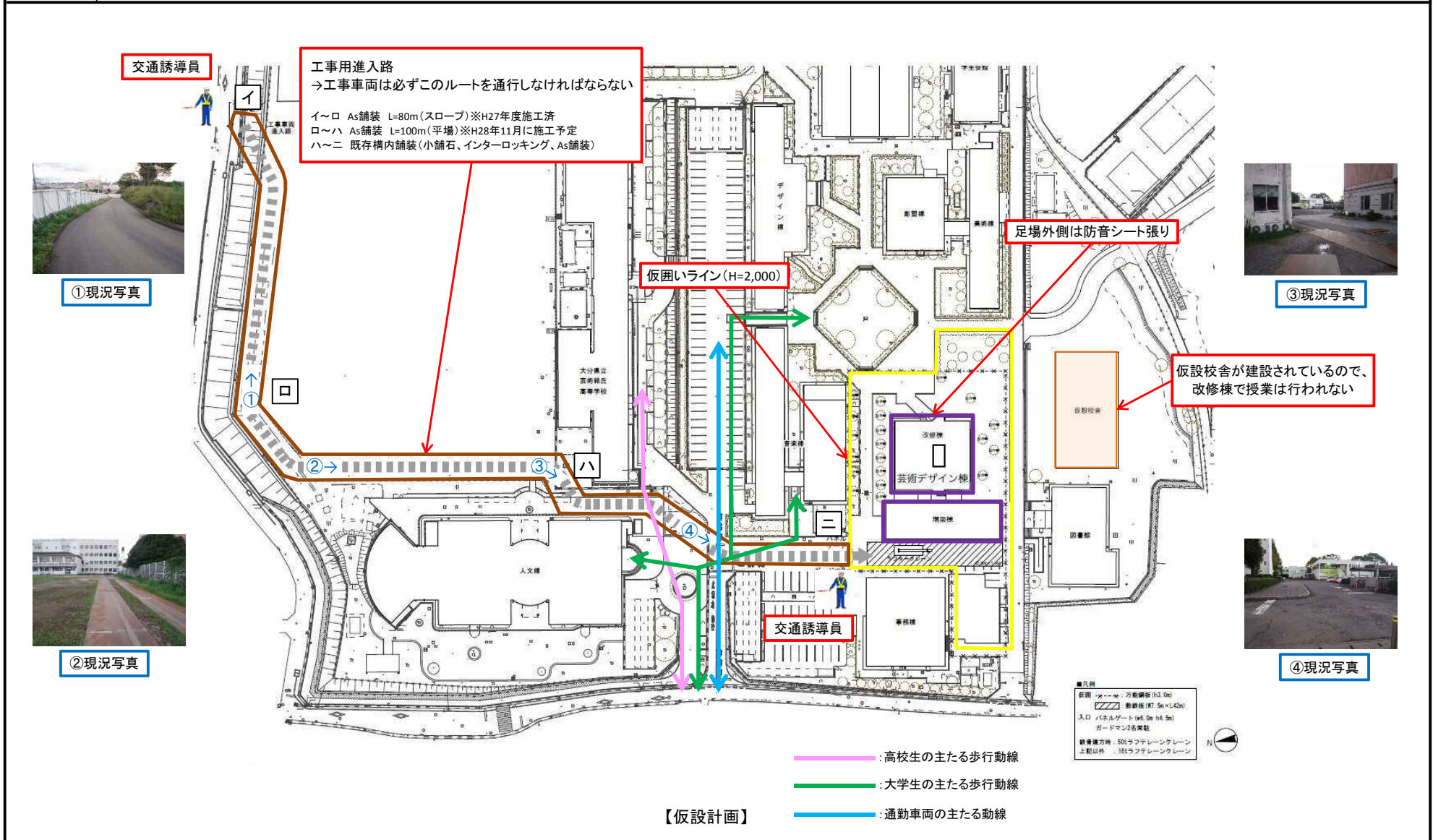
- (1) 設計図書、現場説明書、「公共建築（改修）工事標準仕様書、建築（改修）工事監理指針」（平成25年版 国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）等、契約条件として明記されているもの。
- (2) 発注者が指定した評価項目に対し、的確な技術提案となっていないもの。
- (3) 目的物の形状、寸法、材質等の変更を伴うもの。
- (4) ただし、漏水対策については形状、寸法の変更は認めるものとする。
- (5) 技術提案の採用により、新たに他機関及び他工事との調整が必要となるもの。
- (6) 技術提案内容の確認が著しく困難なもの。  
※新技術等に関しては、技術内容の確認ができる資料を提案者が提出すること。
- (7) 1つの課題に対して同じ技術提案を複数記載した場合は、2つめ以降を評価しない。

工事名 平成28年度 芸文短大芸術デザイン棟増築他工事

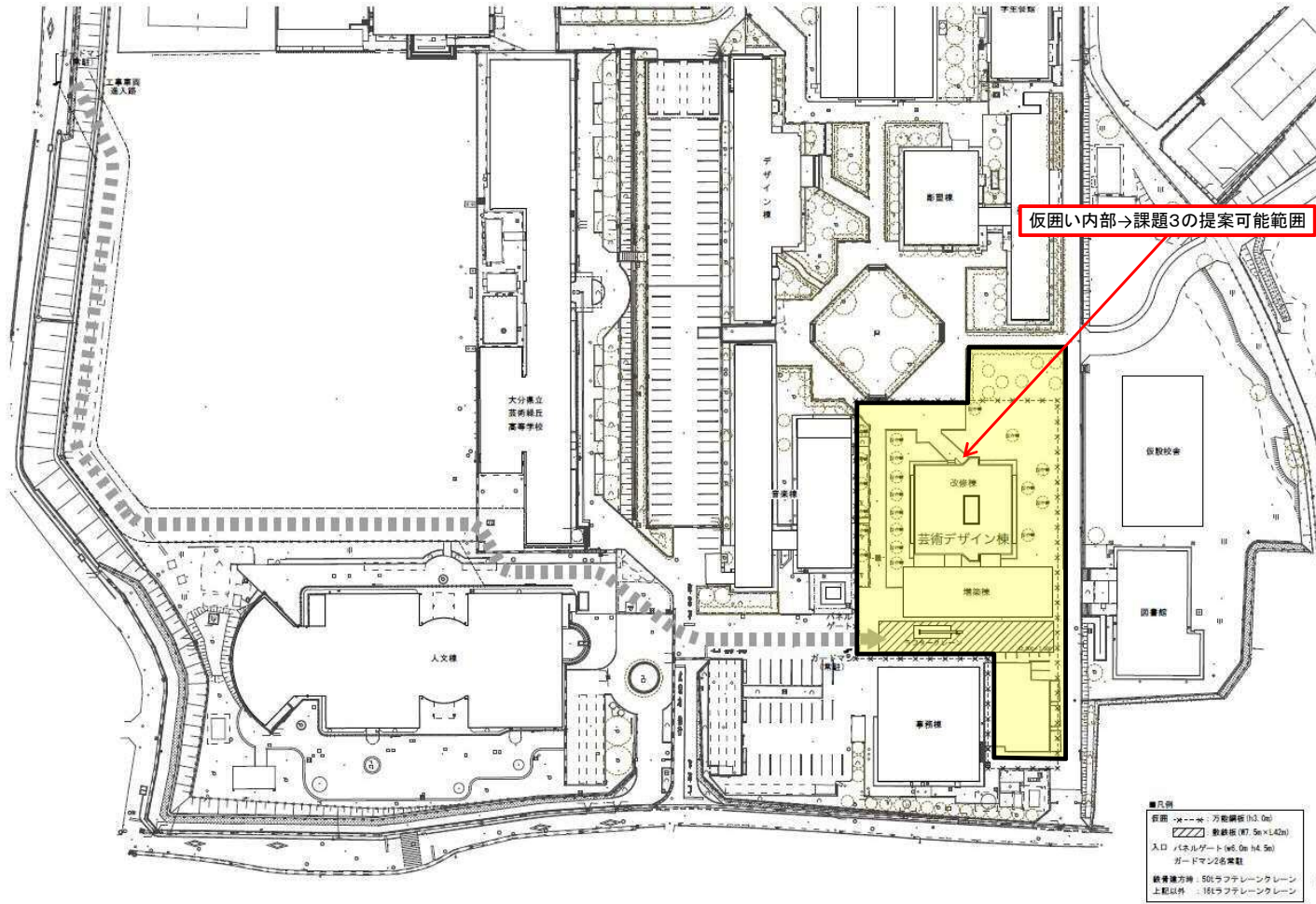


【外断熱 参考仕様図】

工事名 平成28年度 芸文短大芸術デザイン棟増築他工事



工事名 | 平成28年度 芸文短大芸術デザイン棟増築他工事



【課題3の提案可能範囲】

